

環境保全協定書（案） 新旧対照表

旧	新
<p>(放射性同位元素等の安全管理)</p> <p>第 6 条 <u>乙は、放射性同位元素を取り扱い、又は放射線を発生する装置を使用する場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」、「放射性同位元素等車両運搬規則」その他関係法令を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>乙は、原子力規制委員会の許可を得た核種以外の放射性同位元素を使用してはならない。</u></p> <p>3 <u>乙は、前項の核種の排気及び排液の濃度については、「平成 1 2 年 1 0 月 2 3 日科学技術庁告示第 5 号、最終改正平成 2 4 年 3 月 2 8 日文部科学省告示第 5 9 号」（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に定める排出基準を遵守しなければならない。</u></p>	<p><u>第 6 条 削除</u></p>
<p>(従前の協定の失効)</p> <p>第 2 6 条 <u>平成 1 3 年 3 月 2 6 日付けをもって甲及び乙の間において締結した環境保全協定は、この協定の締結の日をもって失効する。</u></p>	<p>(従前の協定の失効)</p> <p>第 2 6 条 <u>平成 3 1 年 2 月 1 5 日付けをもって甲及び乙の間において締結した環境保全協定は、この協定の締結の日をもって失効する。</u></p>